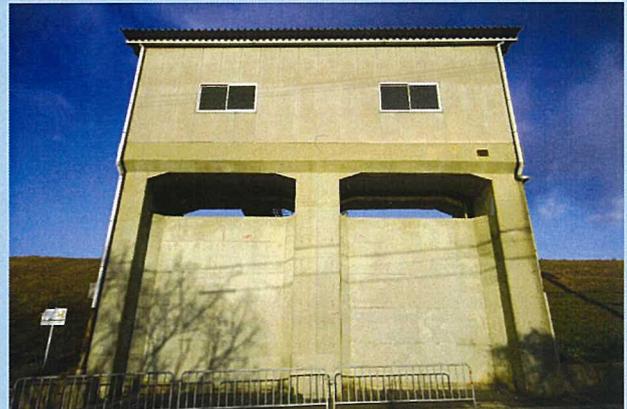


CENTER NEWS 2010. NO.284 **4**



協同組合 関西地盤環境研究センター

表紙説明

今回の表紙は、国道1号線沿いの寝屋川市太間町にある太間排水機場です。

詳細は、巻末の表紙説明をご覧ください。

写真 上 正面からの全景

写真 中 左 国道1号線側 写真 中 右 ポンプ側面

写真 中 左 ポンプ全景 写真 中 左 排水口

(中山 記)

目次

2010年5回目の寅年 高村 勝年	1
2月定例理事会	2
2月主な会議・会合・行事	3
組合員技術者紹介コーナー(第71回) 今西 立昌	4
土壤汚染対策法改正とビジネスチャンス	6
第4回ケータイフォトコンテスト作品紹介	9
【アフター5 ワイガヤ広場】開催報告(N o . 5) 本田 周二	10
表紙説明	11
編集後記	12



2010年5回目の寅年

理事長 高村 勝年

花の便りとともに、新緑に命の豊かさを感じる季節になりました。新年度を迎えますが、年度末から忙しく立ち回られている皆さんも多いかと存じます。無理をして体調等を崩さないようにして下さい。

平素より当組合の運営に、ご協力とご支援を賜り有難うございます。

大変厳しい経済環境下での新体制による船出でした。おかげ様で、収益事業では、大変さの共有という観点から試験単価を調整した事も幸いし、受注高 2.4 億円、収益率 2%程度が予測され、計画に近い数字で決算が出来そうです。改めまして皆様方に御礼を申し上げます。

組合整備事業では、守口試験室の移転・閉鎖、摂津試験室の増築・改築も終わり、統合に伴う配置転換も上手く進めることができました。今後は、摂津試験室で全ての試験の対応が可能となりました。試料の搬入・打合わせ等の作業も大幅に改善されたことにより、作業効率の向上と経費の削減に大いに貢献できます。目に見えた効果が出始めておりますので、今後の成果に期待して下さい。

支援サービス事業においては、**皆を元気付ける事**を指標として活動しており、組合と業界を広く社会にアピールする為、人材育成・組合員啓発の研修と交流を行なっています。その一環として組合パンフレットも刷新し、広報配布しております。昨年 12 月には関西地質調査協会共催、地盤工学会・土木学会関西支部協賛で、元気が沸くりフレッシュフォーラム『技術者のロマン(浪漫)を語る』を開催し、近畿地整局の塚田企画部長様に基調講演、神戸大学名誉教授桜井春輔氏に特別講演をして頂きました。20 歳代の学生から 60 歳を越えた方々まで 120 余名の参加があり、大盛況の様子が翌日の日刊建設工業新聞にも大きく掲載されました。

また、センターの多目的ホールで毎月 1 回夕方 5 時から、組合員有志と顧問の先生・理事・職員が一同に集い意見交換を行なう【ワイガヤ広場】が活発に開催されており、最後は皆さん明るく元気になって帰っておられます。是非一度参加してみてください。

私は 1950 年生まれで干支は五黄の寅です。5 月に還暦を迎えますが心身ともに健康ですので、次の後継者が育つまでの期間 3~4 年は頑張っていく所存です。

寅年生まれの一代運勢は、果敢に決断して、よく艱難に耐え、進取の気性に富み、思慮分別があり、競争心が強いと言われております。私にも大体当てはまっております。思い立った事は是が非でも押し通さなければ気がすまない、自分の思った事を歯に衣着せず口にする、我儘な性質のようで誤解されたり嫌がられたりもしております。

余り休む事を知らず、情に左右されながら衝動的に行動をしてしまい、後で悔やむことも多々あります。50 歳代は数回大きな窮地に陥りましたが、周りの人々にも助けられて乗り越えられました。案外運気が強いのだと信じ込み、強気で生きております。

今年も良い運勢のようですので、約 40 年間お世話になっている業界全体が元気に成れるように『虎穴に入らずんば虎児を得ず』の諺どおり、一步先に踏み出して積極的に事業を展開して行きます。11 月の臨時総会は創立 30 周年も一緒に執り行います。祝賀会でおいしいお酒が飲めるように皆さんの知恵と力を貸してください。理事・顧問・職員全員、明るく元気に頑張っておりますので、新年度も更なるご協力・ご支援を宜しくお願いいたします。

2月 定例理事会

平成22年2月24日(水)15時20分より、大阪キャッスルホテル会議室において、理事9名が出席して開催した。

定款の定めにより、高村理事長が議長に就任し議事進行を行った。

[報告事項]

1) 一般経過報告

1月理事会の会議・会合・行事について報告した。

2) 1月分事業報告の件

① 試験実施状況報告

試験依頼件数は200件で、受注金額は31,297千円となり、完成金額は21,505千円であった。

次月に繰越す未試験金額は48,789千円となっている。

② 収支実績報告

1月の請求額は22,580千円で、入金額は23,670千円であり、労働保険の納付、ラマダホテル、大阪キャッスルホテルの支払い、借入元利金返済等の支払いを行った。

3) 平成21年度利益予想の件

4) 平成21年度職員資格取得報告の件

5) その他の件

[審議事項]

1) 平成22年度収支予算(案)策定の件

2) 平成22年度顧問契約の件

3) 組合規定類見直しの件

4) その他の件

①アース技研 株式会社 延滞利息請求の件

2月 主な会議・会合・行事

1. 2月 4日 改正土壌汚染対策法に関する指定調査機関向け説明会が大
阪国際交流センターで開催され、中山所長、阪部環境技術
課課長代理、土橋環境技術課職員が出席した。
2. 15日 大阪環境測定分析事業者協会「技術委員会」が大
阪科学技術センターにて開催され、白木所長代理が参加した。
3. 16日 エレメンタル基礎セミナー2010が緑地駅ビルにて開催さ
れ、土橋環境技術課職員が参加した。
4. 18日 情報化小委員会を組合会議室で開催し、担当理事4名、委
員6名が参加した。
5. 19日 第73回 水・土壌汚染研究部会がATCビルにて開催され、
中山所長、阪部環境技術課課長代理が参加した。

組合員技術者紹介コーナー(第71回)



所 属：株式会社 関西地質調査事務所
氏 名：今西 立昌
生年月日：1969年2月12日
出身地：千葉県

第62回(平成21年7月号)の技術者紹介コーナーに書かせて頂いた関西地質調査事務所の今西と申します。以前の職場でありますサンコーコンサルタント株式会社の篠原さんからご紹介頂きましたので、再び稚拙ながら雑文など書かせて頂きますのでご笑読ください。

ごくごく普通の人間であることは以前にも書かせて頂きましたが、一年内に二度も同じコーナーに書いた技術者は今まで居なかったのではないかと思います。これで唯一無二の存在となりました。私が持つアイデンティティーが崩されました。臍を噛む思いです。

さて、センターニュースの事務局からの原稿依頼には次のように記載されていました。

タイトル： 自 由

※ 会社名、氏名、生年月日、出身地等のプロフィールを簡単に結構ですでお書き頂き、顔写真か似顔絵をご添付下さい

本来の趣旨は「好きに書いて良い」という意味なのかもしれませんが、ここは敢えて「自由(liberty)」について考えてみようと思います。

現在では、そんな感慨はとっくになくなってしまいました。リバティーと聞いて思い出したのは、日産プレーリーリバティー※1ではなく、いわゆる大人の男女が利用する「HOTEL リバティー」※2です。



※1 日産プレーリーリバティー



※2 HOTEL リバティー

あらかじめ申し上げておきますが、下世話なことを書こうというわけではありません。

以前の職場で私は、広島支店に勤務しておりました。大阪支店の応援をして欲しいとのことで、新名神高速 甲南トンネルの現場へ出向いたのです。それまで関西なぞ来たことが無かった私は、教

えられた道を車線一つとて外れることなく、迷子にならないように、迷子にならないように、慎重に運転していたものでした。

私が応援に来た当事の大阪支店は新大阪駅周辺の西中島にあり、新名神も当然開通していなかったため、狭い山道を長いこと走らねばなりませんでした。現場で週末の仕事を終え、暗い夜道を走り、新御堂筋に辿り着くころには既にヘトヘトになっていました。新御堂筋を南下し、左手に先のホテルが見えればあと一息となります。

リバティーのネオンが見えれば、もう運転しないで済みます。即ち「しなくてもいい自由(消極的自由: Negative liberty)」が得られます。同様に、リバティーのネオンが見えれば、広島に帰れるのです。即ち「してもいい自由(積極的自由: Positive liberty)」が得られます。

そんな自由(liberty)の狭間を、自由(Freedom)な行為に用いられる建物の看板から得ていた私だったのです。

現在では、勤務地である堺市中区まで至るため、ここから更に阪神高速環状線から堺線と道程はまだまだ続きます。また、大阪へ来てもう6年になり、関西の道もだいぶ覚ええました。先に申し上げました感慨を失ったのは、こんな**事由**によるわけです。

さて次回は、広島に居る当時大変お世話になりました、復建調査設計株式会社の若槻好孝さんを紹介させていただきます。

若槻さんは、大阪へ来てまだ日が浅いとのことでしたが、事業検討小委員会の委員をされておられ、年明けのセンター合同小委員会で「センターを盛り上げましょう」と一緒に意気を上げましたので、原稿依頼につきましても快諾をいただきました。それでは宜しく願いいたします。

土壤汚染対策法改正とビジネスチャンス

環境技術課 阪部 秀雄

土壤汚染対策法改正の経緯

平成 14 年 5 月 29 日、土壤汚染対策法が公布され、翌平成 15 年 2 月 25 日に施行されました。環境基本法に定められている典型 7 公害のうち、唯一、法規制の無い土壤についての法律でありました。

その後、今日までの 7 年間の法施行を通じて幾つかの課題が浮かび上がりました。

- ① 法に基づかない土壤汚染の発見の増加・・・発見された汚染土壤の適正管理への不安。
- ② 掘削除去の偏重・・・環境リスク低減の観点から問題。土地所有者等の過剰な負担。
- ③ 汚染土壤の不適正処理による汚染の拡散・・・不適正処理事案の発生

現行法での土壤汚染の法律・条令に基づく調査は全調査の数パーセントしかなく、対策として行う掘削除去は半数を超えています。掘削除去は汚染土壤を現場フィールド内からの搬出および運搬を伴い、汚染土壤の拡散が懸念されます。

こうしたなかで、平成 21 年 4 月 24 日、土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されます。(平成 22 年 3 月 19 日現在)

土壤汚染対策法改正の概要

参考に、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会(第 13 回)議事次第・資料の参考資料 1「改正土壤汚染対策法の概要」を掲載します。

改正土壤汚染対策法のポイントは、4 つあります。

- ① 土壤汚染状況の把握のための制度の拡充

改正前の調査契機は、

- ・ 有害物質使用特定施設の使用廃止時(第 3 条)
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第 4 条)

の 2 種類のみでしたが、改正後は、3 種類になります。

- ・ 有害物質使用特定施設の使用廃止時(第 3 条)
- ・ 一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第 4 条)
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第 5 条)

次に、自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域として指定し、適切に管理することとしています(改正前は、各自治体により申請を受付ない場合もあったようです)。

また、都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関する努力義務があります。

② 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化

調査の結果、指定基準を超えた土壤汚染が判明した場合、改正前は全て指定区域として管理されていましたが、改正後は、“要措置区域”および“形質変更時要届出区域”の2種類の指定となります。

要措置区域に指定された場合には、汚染除去等の措置を都道府県知事が指示します。このときの指示は原則的に「原位置封じ込め」であり、掘削除去が指示措置とされる場合を砂場等に限定しています。

③ 搬出土壤の適正処理の確保

要措置区域、形質変更時届出区域内の土壤の区域外への搬出の規制が強化され、搬出土壤の処理業者についての許可制度が新設されました（改正前は届出制度）。

また、搬出土壤に関する管理票の交付・保存が義務化され、掘削除去の搬出土に対する責任が重くなります。

④ 指定調査機関の信頼性の向上

- ・ 調査機関の指定の更新制度を導入し、5年毎に更新を受けなければ指定が失効されます。
- ・ 技術管理者の設置、監督義務が新設され、技術管理者は国家試験に合格した者でなければなりません。既存の指定調査機関には平成25年3月31日までは現行の管理者を技術管理者とみなす猶予期間がありますが、この間に、国家試験に合格しなければならず、そのチャンスは2回しかありません。
- ・ 業務規定内容の充実及び帳簿の備付け義務が新設され、また、指定調査機関の指定基準の厳格化も計られています。

土壤汚染対策法改正とビジネスチャンス

今回の土壤汚染対策法の改正では、概要のところにアンダーラインで記したように、都道府県知事による判断がところどころの要所にあります。これは、改正前と比べると非常に多く、都道府県知事は、判断に用いるより多くの情報が必要になります。

たとえば、道路のボーリング調査のときに、同時に土壤汚染調査を提案してみませんか？その道路に面した特定施設使用工場があれば、申請時の判断材料に十分役立つでしょう。

また、指定調査機関の技術管理者国家試験ですが、今年を含めて2回の試験の間に合格し、技術管理者として申請しなければ指定調査機関の指定が取消されてしまいます。これにより、技術力のないところは淘汰されるでしょう。

なにごととも変化が起こるときには、チャンスがあります。

今回の土壤汚染対策法は我々地質調査業にチャンスをもたらしてくれるでしょう。今後も、当センターでは、タイムリーな情報を提供させていただけるよう努力してまいります。

参考資料：「改正土壤汚染対策法に関する指定調査機関向け説明会」配布資料より

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)

→土地の形質変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

→土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

※改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から施行
 ※下線部が改正内容

出展：環境省ホームページ：中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会（第13回）議事次第・資料（<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y105-13b.html>）より

第4回 ケータイフォトコンテスト テーマ“冬”



1. 旧正月餅拾い



2. 年末ジャンボ3億円



3. ずっと…いてね!

(表紙説明)

太間排水機場

施設概要

所在地は寝屋川市太間町で、よく道路の渋滞情報で聞く「太間から何 km」の太間です。摂南大学横の国道 1 号線オーバブリッジの北詰めにあります。

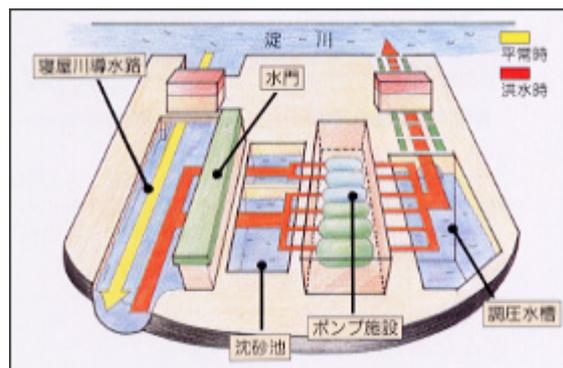
寝屋川下流部の洪水時の流量負担を軽くするため、寝屋川分水施設から上流の洪水を寝屋川市桜木町地点から分水し、寝屋川導水路を利用して、ポンプで淀川へ放流することを目的としています。

また、関連する施設の寝屋川導水路や、打上川治水緑地が、太間排水機場から監視できることで、寝屋川上流域が洪水にならないように集中管理をおこなっています。



施設のあらまし

寝屋川導水路から流入してくる高水量最大 135m³/s を淀川へ強制排水する施設です。主ポンプは機械故障等の危険を分散することと、流入水の変動に対応しやすくするために口径 2400mm、流量 15m³/s と 3400mm、30m³/s の 2 種類のポンプを併設しています。



設備概要

ポンプ形式；立軸斜流渦巻ポンプ

口径及び台数：02400mm×3台 03400mm×3台

吐出量：15m³/s×3台 30m³/s×3台

原動機形式：ディーゼルエンジン

出力及び台数：2353.6kw(3,200ps)×3台

4413kw(6,000ps)×3台

流域面積：12.75km² (外水区域 10.25km² 内水区域 2.50km²)

対象降雨：62.9mm/時 (S32 既応最大降雨実績)

計画放流量：135m³/S



出典 <http://www.pref.osaka.jp/hirado/shisakujiogyo/taima.html> (2010.03.09 取得)